

I

職権進行主義とは、訴訟の進行につき主導権を当事者ではなく裁判所に認めることである。その趣旨は、当事者に訴訟の進行を任せると深刻な訴訟遅延が発生するため、これを防ぐことにある。職権進行主義の具体化としては、期日の指定・変更（民事訴訟法（以下、法令名省略）93条）、口頭弁論の指揮（148条）、弁論の制限・分離・併合（152条1項）、時期に遅れたり趣旨が不明の攻撃防御方法の却下（157条）、また訴訟関係を明瞭にする措置としての釈明（149条）などが挙げられる。

一方で、当事者の意向・都合を無視して、手続きの進行を図ることは必ずしも妥当とは言えない場合があることから、上記原則の例外が認める規定が設けられている。例えば、裁判所が初見で訴訟の審理を進める際、自ら犯した法律違反に気付かない場合もありえる。そのような場合に当事者は、裁判所の訴訟行為が適法に行われるよう監視し、異議により法律に違反する訴訟行為の無効を主張し、是正を求める権限、すなわち責問権が与えられる。これを前提とした規定が90条である。

【メモ】

「例外」として教科書にはさまざまな「申立て」（17,18,126,157）が挙げられているが、これは93条の「申立て」とは何が異なるのか（教科書 p.124〜）。

申立て（裁判所の訴訟指揮権の発動を平和に要求する権利）

→ 期日の指定

訴訟指揮権（訴訟の審理と円滑・迅速かつ適正に進行させるために、裁判所に認められた審理の主導権）

II

否認とは、相手方の主張する請求原因とは両立しない事実で、訴訟物である権利の存在を否定する方向の事実を被告が主張することである。抗弁は原告の主張する請求原因と両立する事実で、訴訟物である権利の存在を否定する方向の事実を被告が主張することである。以上の定義を踏まえて、ア～ウのYの陳述がXの請求原因事実と両立するか否かを基準に否認ないし抗弁を決定する。なお、Xの主張する請求原因事実XY間で腕時計に関して締結した売買契約（民法555条）である。

ア Yが主張する事実はYA間の当該腕時計に関して締結した売買契約を前提としたものである。同一の腕時計に関して複数の売買契約が同時に成立することは観念できないため、これはXの請求原因事実とは両立しない事実の主張である。よって、否認といえる。

イ YはXとの売買契約を認めた上で、引渡しを受けていない事実を主張している。これはXの請求原因事実とは両立する事実の主張である。よって、抗弁といえる。 原告履行の拒否

ウ YはYB間の当該腕時計に関して締結した売買契約を前提とした主張をしている。Bを介している以上、Xから直接に売買契約による引渡しを受けることはできないため、Xの主張とは両立しない。よって否認である。

否認とは
しるこ20k??

【メモ】

講評を読むと、上記答案が不適切であるように感じる（証明責任のことを検討していない？）。

上記答案の「抗弁」「否認」の定義は適切か（中野先生の教科書には「相手方が証明責任を負う事実を否定する陳述」など、「証明責任」の概念が使用されて定義されているが、上記定義と同じ意味であるのか？）。

講評に「なぜ抗弁は両立し、積極否認は両立しないのか」を理解すべき旨記載されているが、どういうことか。

III

訴訟の終了は、①裁判所の判断で終わる場合（243条）と②当事者の意思に基づく行為により終わる場合に分かれる。後者においては、訴訟上の和解、訴えの取り下げ、請求の放棄・請求の認諾（267条）が認められている。

ア・イ（授業では扱われていなかったように思いますので差し当たっては飛ばします）

ウ裁判上の自白（179条）とは当事者が、その訴訟の口頭弁論又は弁論準備手続においてする、相手方の主張と一致する自己に不利益な事実の陳述を意味するところ、Yの陳述もこれに該当する。その効果としては、当事者は証明することが不要となり、裁判所は当該事実を基礎に判決をしなければならないことである。しかし、これだけでは終局判決が下すことができないため、判決の終了原因とはならない。

IV

1 XがYと締結した自宅建物の建築請負契約の債務不履行に基づく損害賠償請求権のうち500万円

2（何が問題となっているのかすらもわかりませんでした。教科書をみて確定判決の効力のうち「一部請求後の残額請求」を扱っているものだとはわかりましたが、内容の理解は不十分です。）